

2006年 月 日

内閣府国民生活局消費者企画課

消費者団体訴訟制度準備室 意見募集担当 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

代表 清水 巖

〒650-0022

兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL 078-361-7234

FAX 078-361-7228

## 消費者契約法施行規則（案）に対する意見

当団体は、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行うなどして、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体として活動することを目指している団体です。

今般、消費者契約法（以下、「法」と言います。）の改正に伴う消費者契約法施行規則（案）（以下、「規則案」と言います。）に意見募集がなされたので、消費者団体として、下記のとおり意見を述べます。

- 1 規則案3条1項は、法13条3項4号ロ(2)の「同一の業種」に関して、専門サービス業から「法律事務所及び司法書士事務所」を分離していますが、

これによれば、弁護士と司法書士は「同一の業種」ということになってしまいます。

消費者団体訴訟制度においては、差止請求権を行使するかどうかの決定は理事会で行われることとされており（法13条3項4号イ）、法自身が法律実務家が加わって構成された理事会の適切な判断がなされることを期待しています。そうであれば、理事会への関与が期待される弁護士と司法書士を一括りにして理事の構成に関する要件とすることは、法の趣旨にそぐわないと言えます。

さらに、規則案3条1項で用いられている日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準に過ぎず、元々、消費者団体訴訟制度とは関係のないものです。また、同分類においてさえ、小分類上、法律事務所と司法書士事務所は別に分類されているように、実際の業務においても、司法書士は登記事務を、弁護士は訴訟事務を中心に行っており、その業務内容は相当異なることから、特定の業界の利益をことさらに守るという法13条3項4号の趣旨は妥当しません。

したがって、弁護士や司法書士の活動を不当に制限しないように、法律事務所と司法書士事務所は別の業種に分類すべきです。

- 2 規則案31条1項では、国民生活センターや地方公共団体は、適格消費者団体に対して、全国消費生活情報ネットワーク・システムに蓄積された情報（いわゆるPIO-NE T情報）についてのみ提供することができることとされ、それ以外の情報については、「法令（条例を含む。）の規定により・・・提供することを妨げるものではない」（同条2項）と規定されています。

しかし、PIO-NE T情報にはきわめて限られた内容しか登録されておらず、差止請求関係業務の適切な遂行には、問題となる実際の契約条項が書かれた契約書類や不当勧誘の詳細な内容に関わる勧誘時の資料なども欠かせません。そこで、国民生活センターや地方公共団体が必要に応じてこれらの情報を提供できるようにすべきです。

したがって、同条2項については、「独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、前項各号に定める情報以外の情報を提供することに努める

ものとする」と明記すべきです。

- 3 規則案 22 条 1 項では、法 31 条 2 項の定める適格消費者団体の業務遂行について、いわゆる外部監査を必要としています。

しかしながら、特定非営利活動法人であれば適格消費者団体として認められ得る（法 13 条 3 項 1 号）ところ、特定非営利活動促進法 18 条では、特定非営利活動法人の監事の職務として、「理事の業務執行の状況を監査すること」と「特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること」が挙げられています。

そうであれば、NPO 法人である適格消費者団体において、一定の条件を満たした専門家が特定非営利活動促進法上の監事となり監査を行うことに加えて、さらに外部監査を行う必要性は乏しいと言わざるを得ません。

また、外部監査が必要ということになれば、少なくない費用負担を適格消費者団体が捻出しなければならないこととなりますが、他方で、適格消費者団体への資金援助は制度として設けられていません。

このように、一定の条件を満たした監査が内部で行われている場合、加えて外部監査を行う必要性が乏しく、しかも適格消費者団体に大きな経済的負担となることから、外部監査を絶対的な要件とすべきではないと考えます。

以 上